

広島県告示第七百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 札幌口地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号から七号までを昭和四十八年三月三十日広島県告示第二百四十八号（以下、「告示」という。）で指定した土地に沿って順次結んだ線、標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存する。標柱六号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。標柱七号は告示で指定した土地に存する標柱一号と五号を結んだ線上に存する。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	豊浜町	豊島	札幌口	三五二六番二〇	標柱一号及び九号
				三五二八番二三	標柱二号
				三五二八番二二	標柱三号
				三五二八番一	標柱四号
				三五二七番一	標柱五号
				三五二六番七	標柱六号及び七号
				三五二六番二四	標柱八号
				三五二六番二二	標柱一〇号